

第4次糸田町男女共同参画基本計画



2024(令和6)年3月



糸田町

はじめに

本町は平成31年に「第3次糸田町男女共同参画基本計画」を策定し、町民が性別に関わらず、互いの人権の尊重と男女平等に根ざした男女共同参画社会の実現を目指し、推進してまいりました。

わが国では、少子高齢化や人口減少など、社会情勢は著しく変化しており、性別に関わりなく自由な意思で自らの生き方を選択し、個性や持てる力を存分に発揮できる社会、すなわち「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。

しかし、「男だから、女だから」といった性別の壁が、社会や生活の中に根強く残っているのが現状です。こうした状況を踏まえ、変化する社会情勢に対応し、課題の解決及び男女共同参画をより推進していくため、この度「第4次糸田町男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画には、あらゆる分野における女性の活躍や、安全・安心な暮らしの推進など、男女共同参画社会の実現に向けた基盤を充実することが盛り込まれています。

町民の皆様はもとより、関係機関や団体などと連携を図りつつ、事業や施策の推進に努める所存ですので、より一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、慎重なご審議を重ねていただきました糸田町男女共同参画審議会委員の皆様、ご協力いただきました多くの皆様に心よりお礼申し上げます。

糸田町長 森下 博輝



目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 糸田町の取組 3

第2章 計画の概要

- 1 基本理念 4
- 2 基本目標 5
- 3 基本計画の位置づけ 5
- 4 基本計画の期間 5
- 5 基本計画の体系 6

第3章 計画の内容

- 1 基本目標1 8
- 2 基本目標2 11
- 3 基本目標3 15

資料編

- 男女共同参画社会基本法 21
- 福岡県男女共同参画推進条例 23
- 糸田町男女共同参画推進条例 25
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律... 26
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律..... 34
- 男女平等関連年表 41

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国及び国際社会の動向

国際連合において、昭和 23(1948)年に「世界人権宣言」が採択され、女性に対する差別が国際的な共通課題であるとの認識が初めて示されました。昭和 50(1975)年にメキシコシティで国連が開催した第 1 回国際婦人年世界会議では、各国が取るべき施策の大きな指針となる「世界行動計画」が採択され、この年を「国際婦人年」とすることを宣言しました。翌年からの 10 年間を実行期間として「国連婦人の 10 年」(1976～1985 年)が設定され、各国で女性の地位向上を目指した活発な活動が始まりました。さらに昭和 54(1979)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以降「女子差別撤廃条約」という)が採択され、性別に基づくあらゆる差別を撤廃することが、世界的な課題であるとし、以降、女性の自立と地位向上に向けた取組を推進してきました。

これらの動きをふまえ、国においては、昭和 50(1975)年に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52(1977)年に「国内行動計画」を策定、昭和 60(1985)年には「国籍法」の一部改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(以降「男女雇用機会均等法」という)の制定など法律・制度等の整備を進め、「女子差別撤廃条約」を批准しました。平成 11(1999)年には、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12(2000)年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、国、都道府県、市町村、国民の責務等が示されました。

平成 12(2000)年 6 月ニューヨークで開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」において各国に要請された「あらゆる形態のドメスティック・バイオレンスに関する犯罪に対処するため、法律の制定及び適切な制度の強化」を受ける形で、平成 13(2001)年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆる「DV 防止法」は、令和 5(2023)年までに数回の改正が行われています。また平成 19(2007)年に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と

生活の調和推進のための行動指針」が、平成 22 (2010) 年に改定されました。同年に、「男女共同参画基本計画 (第 3 次)」が閣議決定され、より実効性のあるアクション・プランの作成や「女性活躍推進法」が令和元(2019)年に改正、令和 4(2022)年に全面施行され、女性が活躍できる職場づくりの推進など今までの反省の上に立った取組の強化がなされています。

今、国際社会においては、人類はこれまでなかったような数多くの課題に直面しています。平成 27(2015)年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、より良い世界へと変えるためにそのなかに盛り込まれた SDGs には、2016 年から 2030 年までの 15 年間で世界中の「誰一人も取り残さない」持続可能な世界を実現するためのゴールが定められています。また第 4 回世界女性会議から 25 年にあたる令和 2(2020)年には、メキシコやパリでジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラムを開催する (令和 3(2021)年開催) など、ジェンダー平等に向けたさまざまな取組が行われています。



PEOPLE(人間)



PROSPERITY(豊かさ)



PLANET(地球)



PEACE(平和)



PARTNERSHIP(パートナーシップ)



図引用：国際連合広報センター、「SDGs アジェンダ」より

(2) 福岡県の動き

福岡県では、平成 13(2001)年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、平成 14(2002)年に「福岡県男女共同参画計画」を策定しました。平成 18(2006)年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、平成 25(2013)年に性暴力被害者への支援を行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設するなど、性暴力の根絶及び被害者への支援に取り組んでいます。令和 3(2021)年に「第 5 次福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女がともに活躍できる社会の実現、男女双方の意識改革、また人権課題に直面している女性への支援などを進めています。令和 4(2022)年には「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、この制度により、双方又は一方が性的少数者であるカップルが、県営住宅への入居申込など、一部の本県の行政サービスが利用できるようになりました。

2

糸田町の取組

糸田町では、平成 9(1997)年 3 月に発足した「糸田町女性問題懇話会」が、糸田町の女性に対する意識調査に基づいた課題を 19 の提言にまとめ、平成 11(1999)年 3 月「ともに創る未来をめざして」を提言しました。この提言及び男女共同参画基本法等関係法令の趣旨に基づき、平成 18(2006)年 9 月に「糸田町男女共同参画推進条例」を制定し、平成 21(2009)年 3 月には「糸田町男女共同参画審議会」の答申を受けて「糸田町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の実現に向けた取組を推進してきました。

条例では、町における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者などの責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めています。

令和 5(2023)年には、町民 1,000 人を対象に「町民意識調査」を実施し、「第 4 次糸田町男女共同参画基本計画」を策定しました。

これに基づき、男女共同参画を推進するためのさまざまな事業に取り組んでいます。

第2章 計画の概要

1 基本理念

今回、「第4次糸田町男女共同参画基本計画」を策定するにあたり、第3次糸田町男女共同参画基本計画を継承し、「糸田町男女共同参画推進条例」の基本理念に沿って、基本目標を設定します。

お互いを尊重し、すべての人が 自分らしく輝くことができる糸田町

- ① 男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、個性や能力が十分に発揮できる機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。
- ③ 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ④ 家庭を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動を両立できること。
- ⑤ 子どもを安心して産み、育てるため、家庭、地域その他の社会のあらゆる場において、男女が共に積極的に子育てに参画するとともに、その環境づくりへの取組が推進されること。
- ⑥ 学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画への理解を深めるための取組が推進されること。
- ⑦ 男女が、対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。
- ⑧ 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して推進されること。

2

基本目標

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

本町においても、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組を進めることを目的としています。

基本目標 1

あらゆる分野における女性の活躍

基本目標 2

安全・安心な暮らしの実現

基本目標 3

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の充実と
推進体制の強化

3

基本計画の位置づけ

本計画は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 2 条）を目指しながら、国・県の男女共同参画計画及び「糸田町総合計画」を踏まえた計画で、以下の法律に定められた糸田町における基本計画とします。

- ①本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画であるとともに、「糸田町男女共同参画推進条例」第 9 条に規定する基本計画とします。
- ②本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項の規定する基本計画とします。
- ③本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に規定する市町村推進計画とします。

4

基本計画の期間

この計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行うものとします。

5

基本計画の体系

施策の方向

具体的事業

基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍

1 地域社会における男女共同参画の促進

① 審議会等、政策・方針決定の場への女性参画推進

② 地域団体の役員への女性参画の促進

③ 男女共同参画の視点に基づく防災活動や災害時避難所の生活環境の確保

2 働く場における女性の活躍推進

④ 女性の労働環境向上に関する啓発

⑤ あらゆるハラスメント防止の啓発

⑥ 町女性職員の管理職登用の推進

3 女性の活躍推進のための支援

⑦ 女性の活躍推進のための機会提供

基本目標2 安全・安心な暮らしの実現

1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

⑧ DV等防止の啓発

⑨ DV等に関する相談や関係機関との連携

2 生活上の困難や人権課題への支援

⑩ ひとり親家庭等への支援

⑪ 人権教育・啓発の推進

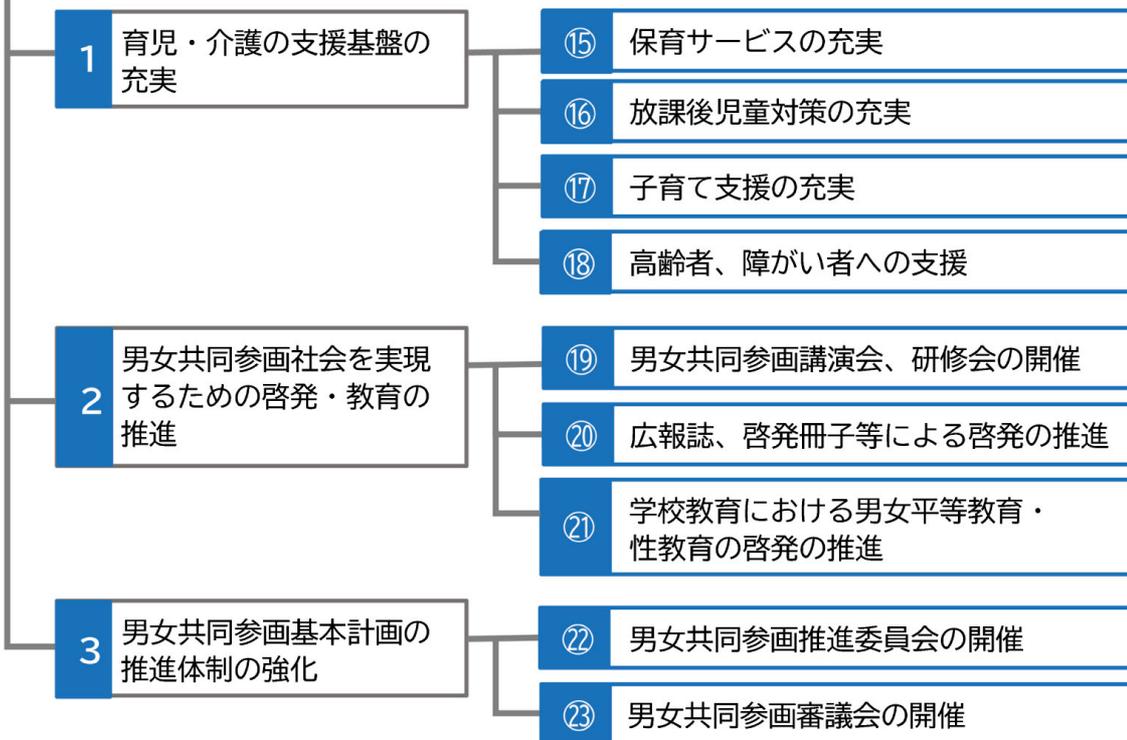
3 生涯を通じた健康づくりへの支援

⑫ 心身の健康づくり

⑬ 妊娠・出産の健康支援

⑭ スポーツ分野における男女共同参画

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の充実と推進体制の強化



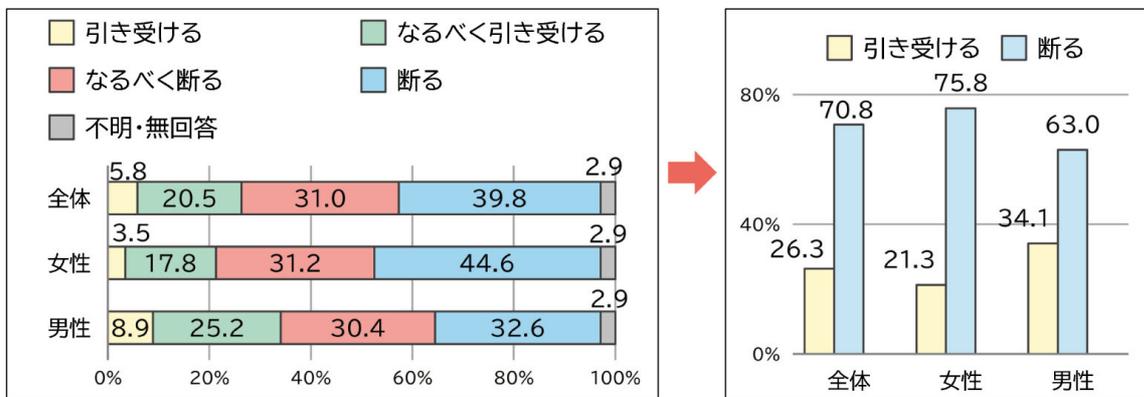
第3章 計画の内容

基本目標1 あらゆる分野における女性の活躍

施策の方向1 地域社会における男女共同参画の促進

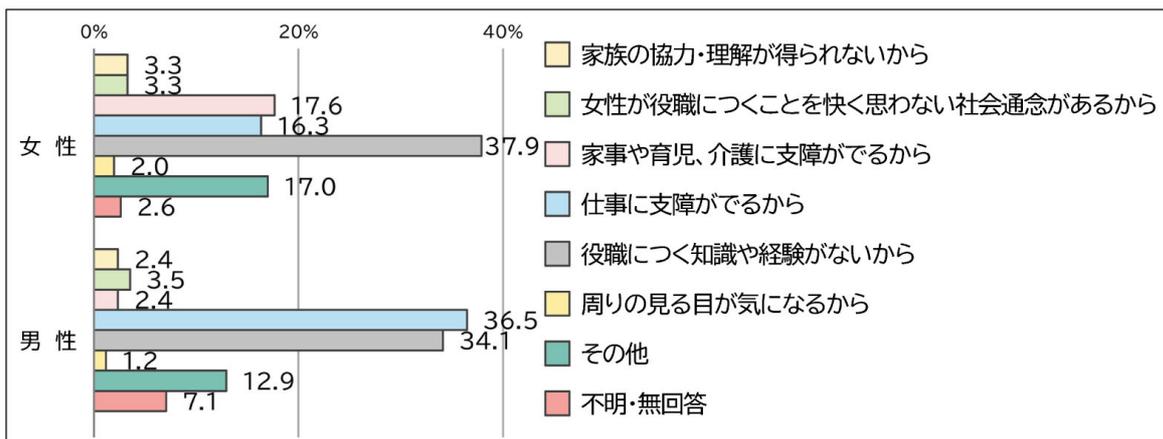
現状と課題

◆「自治会（区長・組長）、PTA会長など地域の役職や、まちの審議会や委員会の委員について、あなたが就任を依頼されたら引き受けますか。」



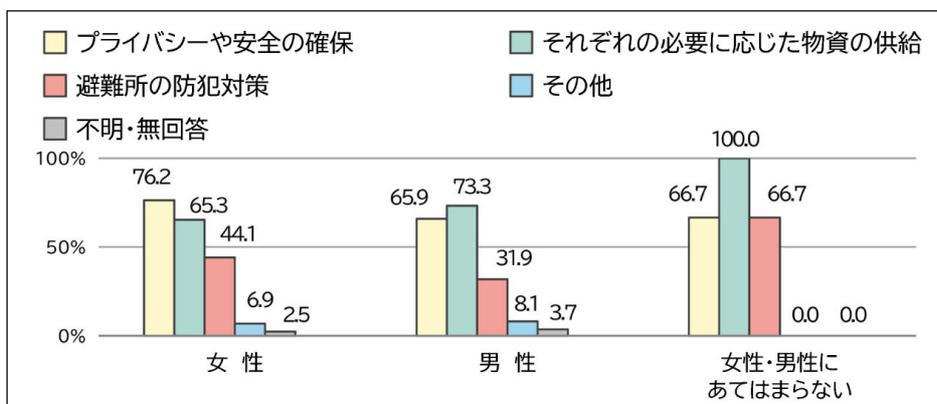
令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査より

◆「断る理由は何ですか。」



特に、女性の場合は、今まで地域の役職やまちの審議会に参加する機会が少なかったこと、また、引き受ける条件が整っていないこと（周りの人の協力、家庭内での協力、職場での条件整備がない）によって、自信がない、責任が重いという意識や依頼を受けた場合、本人に過重な負担がかかってくることから、引き受けられないと判断していると思われます。

- ◆ 「地域の防災についてお聞きします。災害時の避難所運営について、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。」



「プライバシーや安全の確保」「それぞれの必要に応じた物資の供給」など災害時のニーズの違い等多様な視点を持った配慮をすることが必要になってきます。意思決定の場に女性がいない弊害は東日本大震災のときにも生じています。

いま、さまざまな場面でマイノリティを含む多様な人々の意見や、新たな価値観を取り込むことが大切になっています。みんなが無理なく参加するにはどうすればよいかを話し合う必要があります。

具体的事業

No.	事業名	事業内容	担当課
1	審議会等、政策・方針決定の場への女性参画促進	町の審議会等に対し、男女共同参画への理解を深めることと、構成員の30%以上を女性が占めることを推進します。	総務課 議会事務局 教務課 建築課 税務町民課 地域振興課 防災管財課 子育て支援課 健康福祉課 人権推進課
2	地域団体の役員への女性参画の促進	自治会等の地域団体の役員に、女性の参画が進むよう働きかけを行います。	総務課
3	男女共同参画の視点に基づく防災活動や災害時避難所の生活環境の確保	災害時に、避難者のプライバシーの確保や避難所運営等、男女特定の性別に負担がかかりすぎないように、定期的な防災訓練の開催や生活環境の確保のための資材の備蓄、各種対応マニュアルの策定を行います。	防災管財課 教務課 子育て支援課 人権推進課 地域振興課 健康福祉課 (保健センター)

施策の方向2 働く場における女性の活躍推進

具体的事業

No.	事業名	事業内容	担当課
4	女性の労働環境向上に関する啓発	町内事業所に対し、関係法令の遵守や性別による労働条件格差の是正、女性の管理職の登用等を啓発します。	地域振興課
5	あらゆるハラスメント防止の啓発	ハラスメントは、人権を侵害する行為であり、防止に向けて啓発を推進します。	人権推進課
6	町女性職員の管理職登用の推進	町における女性職員の管理職への登用を推進するため、将来の管理職候補としての課長補佐相当職への女性職員の登用を積極的に推進します。また、研修等を活用した人材育成に取り組み、個々の職員が持つ能力を十分に発揮できる職場づくりを推進します。	総務課

施策の方向3 女性の活躍推進の促進のための支援

具体的事業

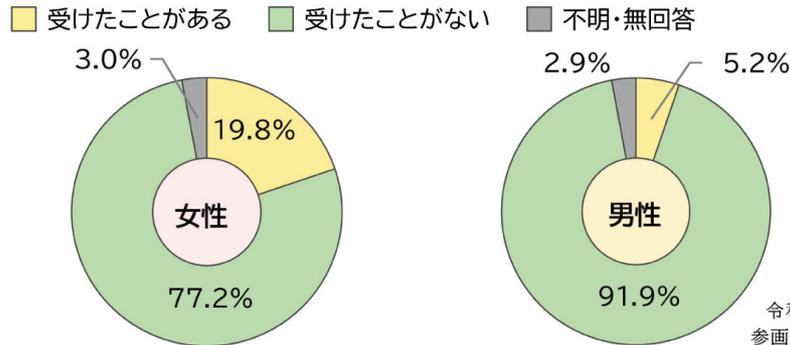
No.	事業名	事業内容	担当課
7	女性の活躍推進のための機会提供	女性が主体的に物事を考え、さまざまな分野において活躍、参画できるよう、各種講座・講演会の実施情報の周知を図ります。	人権推進課

基本目標 2 安全・安心な暮らしの実現

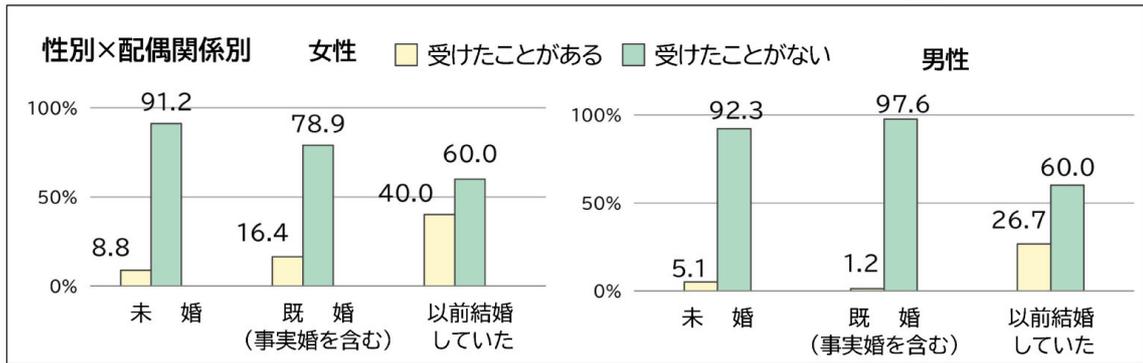
施策の方向 1 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

現状と課題

◆ あなたはDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことはありますか。



令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査より



「受けたことがある」女性は19.8%、男性は5.2%です。また、「受けたことがある」女性は各年齢層にわたっています。「性別」と「配偶関係別」の関係でみると、「以前結婚していた」女性が40.0%、男性は26.7%で、割合は高く、離婚の原因のひとつではないかと思われます。

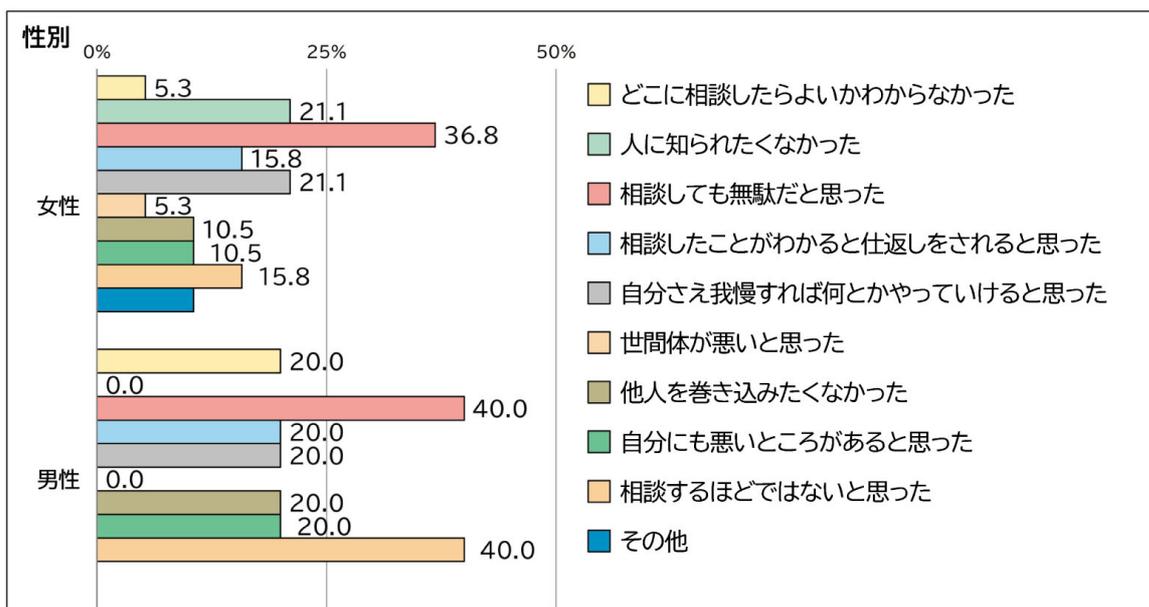
◆ DVを受けた後、誰かに相談しましたか。（DVを受けたことがあると回答した方のみ）



令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査より

「DVを受けたときの対処の仕方」は、女性では「相談しなかった」が最も多く、次に「家族、親戚に相談した」が多い結果となりました。DVを受けている本人が相談することはどんなに困難なことなのかを表していると思われます。このことがDVを深刻化させる要因になっています。DVを受けた経験がある男性も少人数ですが存在しています。身近な人に相談するよりは誰にも「相談しなかった」ほうが多く、自分で抱え込んでいる現状があります。

◆ 相談しなかった理由は何ですか。



令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査より

「DVを受けたとき相談しなかった理由」として、「相談しても無駄だと思った」が女性男性ともに最も多く、無力感を感じているのではないかと思います。次が、女性では「人に知られたくなかった」「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思った」で、男性では「相談するほどではないと思った」となっています。

特に注意しなければいけないことは、「どこに相談したらよいかわからなかった」が女性男性ともに存在しており、DVは命に関わる緊急性のあることが多いため、「相談したい」と思ったら、どうすればいいのか、今まで行っている広報活動や小単位での講座などでの「伝える」啓発も大切にしながら、DV被害を受けている人に確実に「伝える」手立てを考える必要があります。

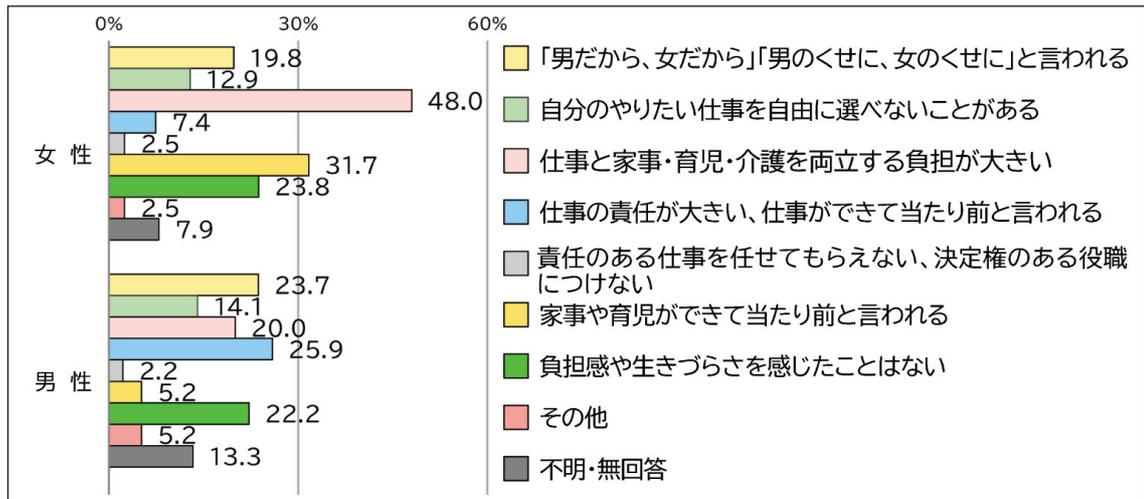
具体的事業

No.	事業名	事業内容	担当課
8	DV等防止の啓発	DV等の防止について、広報誌等を活用して啓発を推進します。	人権推進課 子育て支援課 健康福祉課
9	DV等に関する相談や関係機関との連携	関係機関と連携しながら、DV等に関する相談を受けるとともに、DV被害者の緊急一時保護の支援等に関する取組を実施します。	人権推進課 子育て支援課 健康福祉課

施策の方向2 生活上の困難や人権課題への支援

現状と課題

◆ あなたの性によって、負担感や生きづらさを感じるとしたらそれはどんなときですか。



令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査」より

「負担や生きづらさを感じたことはない」は、女性 23.8%男性 22.2%です。しかし、全体で7割程度(無回答を除いて)、性別では女性は「仕事」と「家事・育児・介護」、男性は「仕事」で負担を感じています。

「当たり前」「男だから、女だから」「男のくせに、女のくせに」など性別に基づく無意識の「決めつけ」は、女性だけではなく、男性に対しても起きています。

「男女共同参画社会基本法」前文は「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会の重要性を謳っています。

具体的事業

No.	事業名	事業内容	担当課
10	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等への各種助成や手当金の支給、支援事業等の情報提供を行い、関係機関と連携しながら、支援の充実を図ります。	子育て支援課 健康福祉課
11	人権教育・啓発の推進	性的指向や性同一性障がいを理由として困難な状況に置かれている人、障がい者、高齢者、同和問題等に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々が安心して生活できるように、人権講演会・人権啓発活動の実施、学校における人権教育を推進します。	人権推進課 教務課

施策の方向3 生涯を通じた健康づくりへの支援

具体的事業

No.	事業名	事業内容	担当課
12	心身の健康づくり	各種健康診査、健康相談等の周知や実施方法を充実させ、受診率の向上を図るとともに、自らが行う健康的な食生活習慣・運動習慣・ストレス解消法の普及等による生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。	健康福祉課
13	妊娠・出産の健康支援	女性が安心して妊娠・出産するための支援や不妊治療への支援を行うとともに、性感染症に関する情報の啓発、学校における性教育の充実を図ります。	子育て支援課 教務課
14	スポーツ分野における男女共同参画	女性の運動習慣者の割合を男性の運動習慣者の割合並みに増やすために、女性の関心が高くて参加しやすい、健康づくりのためのスポーツ教室の実施を推進します。	健康福祉課 教務課

基本目標 3

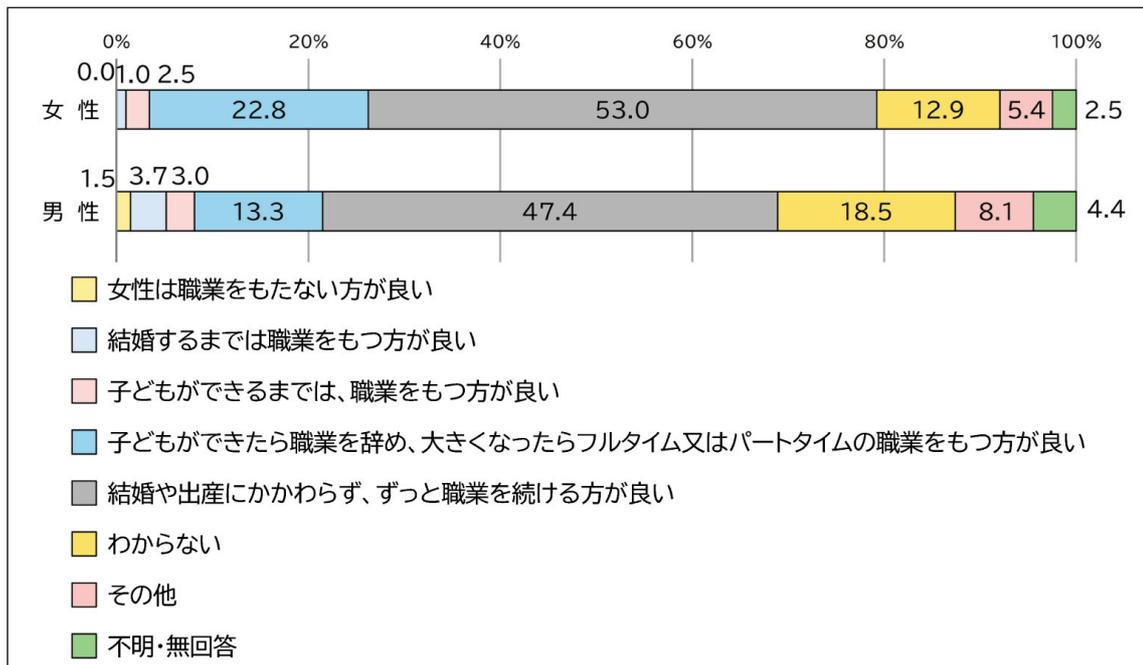
男女共同参画社会の実現に向けた基盤の充実と推進体制の強化

施策の方向 1

育児・介護の支援基盤の充実

現状と課題

一般的に女性が職業をもつことについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。



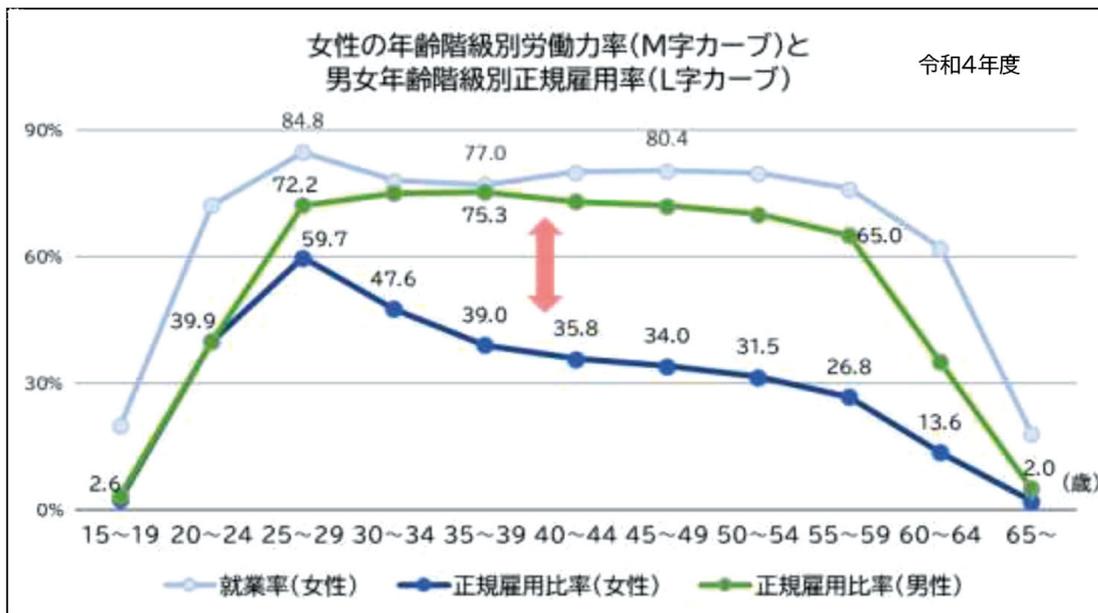
令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査より

「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業を続ける方が良い」は、女性と男性でそれほど差はみられません。しかし、「子どもができたら職業を辞め、大きくなったらフルタイム又はパートタイムの職業をもつ方が良い」では、女性のほうが約10ポイント高くなっています。これは女性に「仕事」と「子育て」の負担がかかり、両立の困難さを表しているのではないかと思います。

内閣府男女共同参画局によると女性が一時職場を離れ、その後戻るという「M字カーブ」は解消しつつありますが、女性の年齢階級正規雇用率が25～29歳の59.7%をピークに低下し、30代、40代などは非正規雇用が中心となる状況「L字カーブ」であることが今重大な問題になっています。女性活躍推進法を背景に就業率は改善されているものの、その受け皿は非正規雇用となっている実態がわかります。

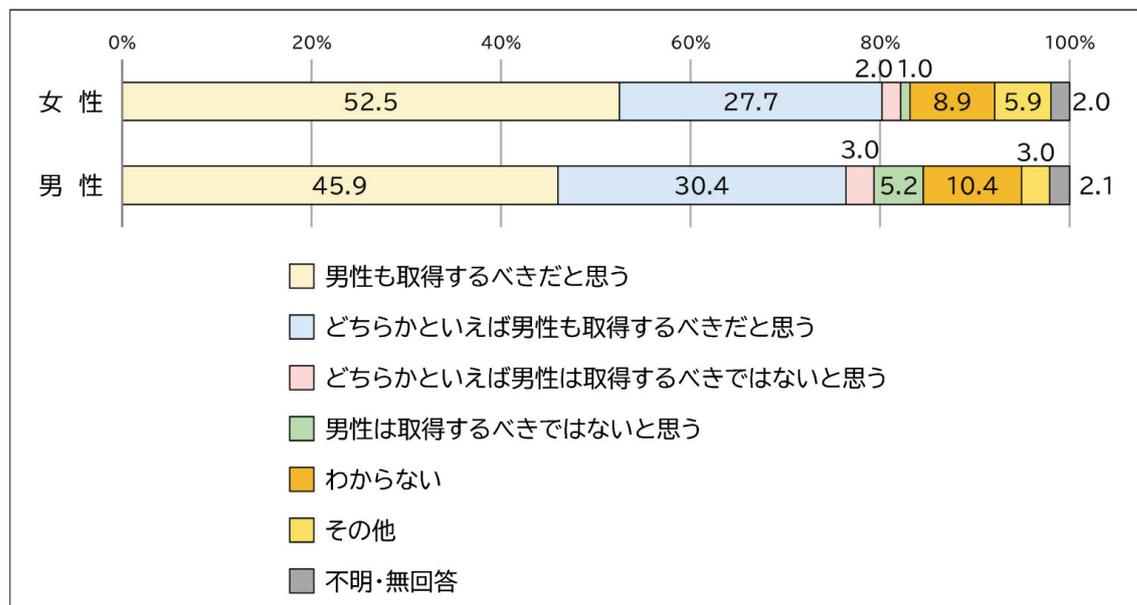
現実には依然として「男は仕事、女は家庭」という前提は変わっておらず、それは育児

休暇を取得する男女比率を見ても明らかです。「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業を続ける方が良い」と考えている人が多いことを踏まえ、女性男性がともに「仕事と家庭」を両立できる環境を考えなければなりません。



「L字カーブの解消に向けて令和5年内閣府男女共同参画局資料」より

◆ 男性が育児休暇・介護休暇を取得することについて、あなたの考えを教えてください。



令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査」より

「男性も取得すべきだと思う」「男性も取得すべきだと思う」と「どちらかといえば男性も取得すべきだと思う」の合計)では、女性が80.2%、男性は76.3%と高い割合

を占めています。しかし、現実では、2022年度男性の育児休暇取得率は17.13%（厚生労働省発表）となっています。

今回の調査では「取得が難しい理由」についての設問がないため詳しい内容は把握できていませんが、内閣府の調査によると、「職場に迷惑をかけたくない」「職場が男性の育児休暇取得を認めない雰囲気」「収入の減少」「周囲からの評価に影響」「妻が育児休暇取得で必要ない」などが挙げられています。

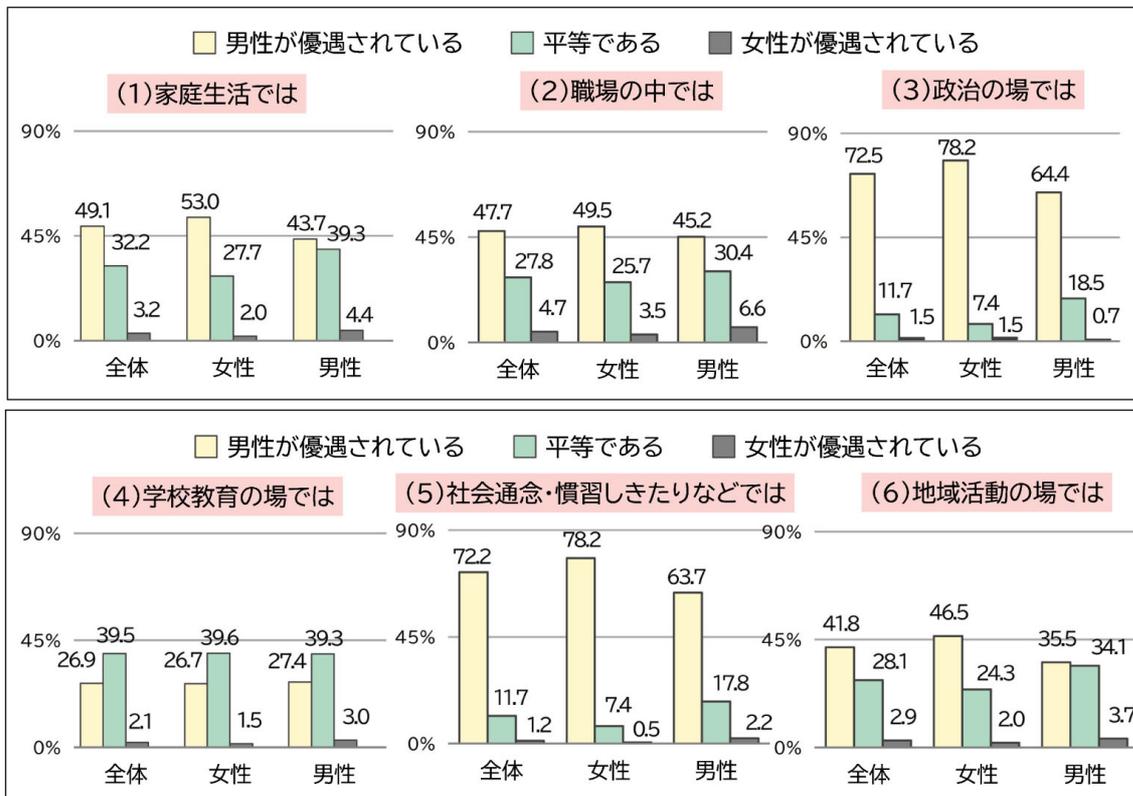
本来、育児休暇・介護休暇の取得は労働者の権利として法律で認められていることです。男性の育児休暇や介護休暇を必要としている家庭が「取得したいが、できない」から「取得したいから、行使する」へ、そして「取得することが特別なことではない」職場にするため、管理する立場にある人がまず周知徹底することとともに、育児・介護休暇中の経済的支援など制度の充実や意識改革をすすめなければならないと思います。

具体的事業

No.	事業名	事業内容	担当課
15	保育サービスの充実	延長保育、病児保育の支援等、多様な保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
16	放課後児童対策の充実	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童の健全育成のため、学童クラブによる放課後児童対策の充実を図ります。	子育て支援課 社会福祉協議会
17	子育て支援の充実	子育て支援に関する事業の更なる充実に努めます。	子育て支援課
18	高齢者、障がい者への支援	高齢者、障がい者への各種支援事業を通じて、自立した生活を送ることができるようサービスの充実を図り、虐待防止・権利擁護の取組を推進します。	健康福祉課

施策の方向2 男女共同参画社会を実現するための啓発・教育の推進

◆ 次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

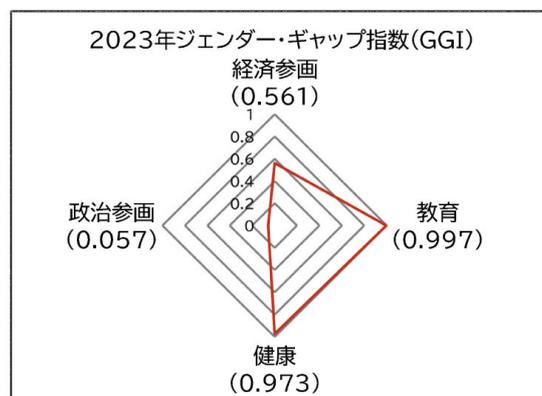


「男性が優遇されている」……「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計
 「女性が優遇されている」……「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計
 令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査より

「学校教育の場では」以外は、「男性が優遇されている」の割合が高くなっています。以前から学校教育では、技術・家庭科の男女共修や男女混合名簿など、男女共同参画の取組が行われ、ジェンダー、ワーク・ライフ・バランスなどは教科書でも学んでいます。また、人権学習も大きな影響を及ぼしていると思います。

「政治の場では」と「社会通念・慣習しきりなどでは」は、「男性が優遇されている」と「平等である」の差はどちらも約60ポイントです。

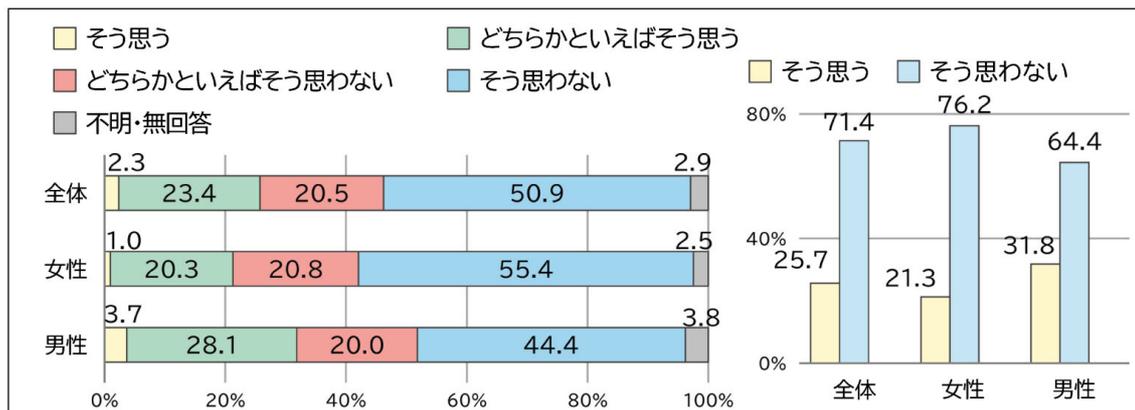
2023年「ジェンダーギャップ指数」「政治面」では、日本は146カ国中138位。政治の場に女性の声が反映されていないと町民が実感している数値です。これは「男性でな



「内閣府男女共同参画局ジェンダー・ギャップ指数(GGI)2023年より」

いとできない」仕事とか「女性に向いている」仕事などのようなアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）により、女性が政治の場に参加する機会を与えられなかった結果であると考えられます。幼少期から公平にチャンスを与えられる社会であることも女性と男性の格差問題を考える上で重要であると思います。

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。



※縦グラフについて「そう思う」……「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計 「そう思わない」……「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計
令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査より

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は、「そう思わない」と回答した割合が高い結果となりました。

このような結果であっても、日常生活では性別役割分担意識は存在しており、意識して改善する努力をすることでこのギャップを縮めていかなければなりません。

◆糸田町が男女共同参画社会を実現するために、今後、行政は何に力を入れるべきだと思いますか。



令和5年度糸田町男女共同参画に関する町民意識調査より

数値の差はありますが、「全ての人が気軽に相談できる場をつくる」ことが最も多く、次が「男女平等の視点から、教育や学習をすすめること」となっています。

具体的事業

No.	事業名	事業内容	担当課
19	男女共同参画講演会、研修会の開催	講演会、研修会を開催し、男女共同参画の啓発を実施します。	人権推進課
20	広報誌、啓発冊子等による啓発の推進	広報誌や啓発冊子等に男女共同参画に関する内容を掲載し、男女共同参画の意識の向上を図ります。	人権推進課
21	学校教育における男女平等教育・性教育の啓発の推進	児童生徒の発達段階に応じ、性別に関係なく個人の能力や適性を活かせるよう、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活・地域の大切さについて指導を実施し、生命の尊厳、人権尊重等の視点に基づいた性教育の充実に努めます。	教務課

施策の方向3 男女共同参画基本計画の推進体制の強化

具体的事業

No.	事業名	事業内容	担当課
22	男女共同参画推進委員会の開催	本計画の一体的な推進を図る推進委員会において、調査研究を行うとともに、役場内の各職場における意識啓発を図ります。	人権推進課
23	男女共同参画審議会の開催	男女共同参画審議会において、本計画の実施状況を報告し、施策に関する提言を受けることにより、男女共同参画施策の効果的な推進を図ります。	人権推進課

資料編

- 男女共同参画社会基本法
- 福岡県男女共同参画推進条例
- 糸田町男女共同参画推進条例
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 男女平等関連年表

●男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日号外法律第78号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画

社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（総理府設置法の一部改正）

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

●福岡県男女共同参画推進条例

（平成十三年十月十九日福岡県条例第四十三号）

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等
（第八条―第二十一条）

第三章 福岡県男女共同参画審議会（第二十二条）

第四章 雑則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいをもち、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。

二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。

三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。

3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●糸田町男女共同参画推進条例

(平成18年9月20日条例第20号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
（第9条—第13条）

第3章 糸田町男女共同参画審議会（第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、わが国は男女平等の実現に向けた取り組みを国際社会における取組と連動し進め、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきました。

糸田町においても、第3次糸田町総合計画・基本計画の中で、女性の社会参加の推進を図り、女性団体の育成・就業条件の整備・社会活動への参加推進等の社会環境の整備を進めてきました。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在し、多くの町民が家庭、地域、職場において男女間の不平等を感じている状況があります。更に、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題も実在しています。

今、少子高齢化の進行をはじめとする社会経済環境の急激な変化への対応や地方分権に伴う住民参加のまちづくりが求められる中、明るく・豊かで・住みよい町、糸田町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

ここに、私たちは、地域が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、糸田町における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者並びに教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、当該者の就業等の環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、町内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、個性や能力が十分に発揮できる機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動を両立できること。
- (5) 子どもを安心して産み、育てるため、家庭、地域その他の社会のあらゆる場において、男女が共に積極的に子育てに参画するとともに、その環境づくりへの取組みが推進されること。
- (6) 学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画への理解を深めるための取組が推進されること。
- (7) 男女が、対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (8) 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して推進されること。

（町の責務）

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、地域の実情を踏まえ、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、計画的に実施するものとする。

2 町は、その他の施策の策定、実施についても、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

4 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者及び教育に携わる者（以下「町民等」という。）との協働並びに国及び他の地方公共団体と協力して取り組むものとする。

（町民の責務）

第5条 町民は、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女の対等な参画機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職場生活と家庭生活などを両立して行うことができる就業環境の整備など、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育に携わる者の責務）

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画につ

いての理解を深め、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を考慮し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いを行ってはならない。

2 誰もが、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 誰もが、配偶者等のパートナーに対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 町長は、基本計画を定めようとするときは、町民等の意見を反映するよう努めるとともに、糸田町男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

3 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(町の審議会等における積極的改善措置)

第10条 町は、町の審議会などの委員を任命する場合には、積極的改善措置を行うことにより、できる限り男女の均等を図るよう努めるものとする。

(町民及び事業者の理解を深める啓発活動)

第11条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者の理解を深めるような適切な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

第12条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する取組に対し、情報提供、人材育成などの必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び処理)

第13条 町民等は、次に掲げる苦情又は相談があるときは、町長に申し出ることができる。

(1) 町が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたことについての相談

2 町は、前項に規定する苦情又は相談を受けたときは、関係機関等と連携をとり、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

第3章 糸田町男女共同参画審議会

(設置)

第14条 男女共同参画の推進について、町長の諮問に応じ、調査審議するため、糸田町男女共同参画審議会を置く。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九條・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」とい

- う。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)
- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、

- 関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 5 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。
- 第三章 被害者の保護
(配偶者からの暴力の発見者による通報等)
- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(警察本部長等の援助)
- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十九年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄

する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方において、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国

民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から	配偶者	第二十八条の二に規定する関係に

第四項まで、第十一 条第二項第二 号、第十二条第一 項第一号から第四 号まで及び第十八 条第一項		ある相手
第十条第一項	離婚をし、又はそ の婚姻が取り消さ れた場合	第二十八条の二に規定する関係を 解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者

からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六條第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十條第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八條の規定 公布の日

二～四 〔略〕

〔政令への委任〕

第三十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

〔罰則の適用等に関する経過措置〕

第四百四十一條 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九條第一項の規定又は第八十二條の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五條第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二條の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二條に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三條に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六條に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十二條の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十二條の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

〔裁判の効力とその執行に関する経過措置〕

第四百四十二條 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

〔人の資格に関する経過措置〕

第四百四十三條 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは

は廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

〔経過措置の政令への委任〕

第五百九條 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

〔施行期日〕

1 この法律は、刑法等一部改正法（刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号）施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和五年五月一九日法律第三〇号〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條の規定 公布の日

二 第二十一條の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三條において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日〔令和六年三月一日〕

〔保護命令事件に係る経過措置〕

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十條及び第十條の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一條第二項及び第三項並びに第十二條第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八條第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

〔民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置〕

第三条 新法第十四條の二から第十四條の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一條第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一條の規定の適用については、同条中「第七十一條第二項、第九十一條の二、第九十二條第九項及び第十項、第九十二條の二第二項、第九十四條、第一百條第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一條、第一編第七章、第一百三十三條の二第五項及び第六項、第一百三十三條の三第二項、第一百五十一條第三項、第一百六十條第二項、第八十五條第三項、第二百五條第二項、第二百五十五條第二項、第二百二十七條第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七條の二の規定を除く。）を準用する」とする。

〔罰則の適用に関する経過措置〕

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間に

おける新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[令和五年六月一四日法律第五三号抄]

(手続費用額の確定手続に関する経過措置)

第八十六条 前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第九十七条及び第九十八条において「改正後配偶者暴力防止法」という。)第二十一条において準用する民事訴訟法(以下この節において「準用民事訴訟法」という。)第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正後保護命令事件」という。)における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第八十七条 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後保護命令事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正前保護命令事件」という。)における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

(送達報告書に関する経過措置)

第八十八条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

(公示送達の方法に関する経過措置)

第八十九条 準用民事訴訟法第百一条から第百三条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第九十条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定(準用民事訴訟法第三十二条の十三の規定を除く。)は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第百八十五条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十四条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)

第九十一条 準用民事訴訟法第五十一条第二項の規定は、改正後保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

第九十二条 準用民事訴訟法第六十条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第六十条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)

第九十三条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百五条第二項(準用民事訴訟法第二百八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の囑託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)

第九十四条 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

(電子決定書の作成に関する経過措置)

第九十五条 準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

第九十六条 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第九十七条 改正後配偶者暴力防止法第十九条の三の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三百八十七条 この法律(附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三百八十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合におい

て、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和五年六月一四日法律第五三号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 〔前略〕第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 〔略〕

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日号外法律第64号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原

則」という。)のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職

業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八條第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特別認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八條第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特別認定一般事業主である第八條第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二條 第八條、第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十六條、第三十條及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三條 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成二十九年三月三十一日法律第一四号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 [略]

四 [前略] 附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [令和元年六月五日法律第二四号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

[令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行]

一 [前略] 附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

[令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行]

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 [令和四年三月三十一日法律第一二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 附則第二十八条の規定 公布の日

二 [略]

三 [前略] 附則[中略]第二十四条[中略]の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法[刑法等の一部を改正する法律=令和

四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 二 〔略〕

男女平等関連年表

西暦 (元号)	世界	日本	福岡県	糸田町
1975 (昭和50)	* 国際婦人年 6月「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） （世界行動計画採択）	* 9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 * 「婦人問題企画推進会議」設置 * 「婦人問題担当室」設置		
1976 (昭和51)				
1977 (昭和52)		* 1月「国内行動計画」策定 * 7月「国立婦人教育会館」設置 * 10月「国内行動計画前期重点目標」発表		
1978 (昭和53)			* 6月「婦人関係行政推進会議」設置 * 「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979 (昭和54)	* 12月 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		* 6月「婦人対策室」設置	
1980 (昭和55)	* 7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催〔コペンハーゲン〕（女子差別撤廃条約署名式）	* 7月 女子差別撤廃条約署名	* 9月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 * 11月「福岡県行動計画」策定	
1981 (昭和56)	* 9月女子差別撤廃条約発効	* 5月「国内行動計画後期重点目標」発表		
1982 (昭和57)		* 女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	* 5月「福岡県行動計画」改訂 * 11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出	
1983 (昭和58)	* 2月「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会			
1984 (昭和59)		* 5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律公布（S60.11施行）		
1985 (昭和60)	* 7月「国連婦人の10年」最終年世界会議開催〔ナイロビ〕 （「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択）	* 5月「男女雇用機会均等法」公布 * 6月「女子差別撤廃条約」批准 * 7月 同条約発効	* 11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1986 (昭和61)		* 4月「男女雇用機会均等法」施行	* 4月「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 * 第2次行動計画策定	
1987 (昭和62)		* 5月「新国内行動計画」策定	* 10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1988 (昭和63)		* 4月「改正労働基準法」施行		
1989 (平成)		* 4月学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）		
1990 (平2)	* 5月 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			

西暦 (元号)	世界	日本	福岡県	糸田町
1991 (平3)		* 5月「新国内行動計画」(第1次改定策定) * 「育児休業法」公布		
1992 (平4)		* 4月「育児休業法」施行		
1993 (平5)	* 6月 世界人権会議(ウィーン) 12月 第48回国連総会「女性 * に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			
1994 (平6)	* 9月 国際人口・開発会議 (カイロ)	* 6月総理府政令一部改正により 総理府に「男女共同参画室」と 「男女共同参画審議会」設置		
1995 (平7)	* 9月世界女性会議(北京)	* 6月「育児休業法」改正(介護 休業制度の法制化)	* 10月女性政策懇話会提言 提出「行動計画策定に向 けて」	
1996 (平8)		* 7月「男女共同参画ビジョン」 答申 * 12月「男女共同参画 2000年プ ラン」策定	* 3月第3次「福岡県行動 計画」策定 * 11月「福岡県女性総合セ ンター『(愛称)あすば る』」開館	
1997 (平9)		* 1月「国立婦人教育会館」の愛 称を「ヌエック」に決定 * 6月「男女雇用機会均等法」 改正		* 糸田町女性問題懇話会発 足
1998 (平10)			* 4月初の女性副知事誕生	
1999 (平11)		* 4月「改正男女雇用機会均等 法」施行 * 「育児・介護休業法」全面施行 * 6月「男女共同参画社会基本 法」公布、施行	* 9月「女性副知事サミッ ト」開催	* 糸田町女性問題懇話会/ 「ともに創る未来をめざ して」提言
2000 (平12)	* 6月国連特別総会「女性2000年 会議」(ニューヨーク)	* 5月「ストーカー行為等の規制 等に関する法律」公布 * 12月「男女共同参画基本計画」 策定	* 9月「福岡県男女共同参 画社会づくり検討委員 会」設置	
2001 (平13)		* 1月内閣府に「男女共同参画会 議」設置 * 「男女共同参画局」設置 * 1月「国立婦人教育会館『ヌ エック』」が「国立女性教育会 館『ヌエック』」へ名称変更 * 4月「配偶者暴力防止法」公 布・一部施行	* 4月「女性政策課」が 「男女共同参画推進課」 へ組織改正 * 「女性行政推進会議」が 「男女共同参画行政推進 会議」へ名称変更 * 5月「福岡県男女共同参 画社会づくり検討委員 会」提言 * 10月「福岡県男女共同参 画推進条例」公布施行	
2002 (平14)		* 4月「配偶者暴力防止法」全面 施行	* 1月「福岡県男女共同参 画審議会」設置 * 3月「福岡県男女共同参 画計画」策定	
2003 (平15)		* 7月「次世代育成支援対策推進 法」公布・一部施行	* 4月「福岡県女性総合セ ンター『あすばる』」が 「福岡県男女共同参画セ ンター『あすばる』」へ 名称変更	

西暦 (元号)	世界	日本	福岡県	糸田町
2004 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> * 5月「配偶者暴力防止法」第1次改正（定義の拡大など） * 12月「改正配偶者暴力防止法」施行 * 「育児・介護休業法」改正（休業制度の拡充） 		
2005 (平17)	* 2月北京+10（第49回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> * 4月「次世代育成支援対策推進法」全面施行 * 「改正育児・介護休業法」施行 * 12月「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 		
2006 (平18)		<ul style="list-style-type: none"> * 6月「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> * 3月「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 * 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	* 「糸田町男女共同参画推進条例」制定
2007 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> * 4月「改正男女雇用機会均等法」施行 * 7月「配偶者暴力防止法」第2次改正（保護命令の拡充、市町村についての規定強化など） 		* 「糸田町男女共同参画基本計画」策定
2008 (平20)		<ul style="list-style-type: none"> * 1月「改正配偶者暴力防止法」施行 		
2009 (平21)		<ul style="list-style-type: none"> * 7月「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度導入の義務付けなど） * 8月女子差別撤廃委員会の最終見解公表 		
2010 (平22)	* 3月 北京+15（第54回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> * 6月「改正育児・介護休業法」施行 * 12月「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定 		
2011 (平23)			<ul style="list-style-type: none"> * 1月「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 * 2月「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 	
2012 (平24)		<ul style="list-style-type: none"> * 7月「改正育児・介護休業法」全面施行（100人以下事業主適用） 		* 「第2次糸田町男女共同参画基本計画」策定
2013 (平25)		<ul style="list-style-type: none"> * 6月「配偶者暴力防止法」第3次改正（準用による適用対象範囲の拡大など） * 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（婦人相談所等による支援を明記） * 10月改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行 		
2014 (平26)		<ul style="list-style-type: none"> * 1月「改正配偶者暴力防止法」施行 		
2015 (平27)	* 3月北京+20（第59回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> * 9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・一部施行 * 12月「男女共同参画基本計画（第4次）」閣議決定 		

西暦 (元号)	世界	日本	福岡県	糸田町
2016 (平28)		<ul style="list-style-type: none"> * 4月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 * 12月「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（職務関係者による配慮等） 	<ul style="list-style-type: none"> * 1月「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 * 3月「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 * 4月「女性活躍推進室」設置 * 6月「福岡県女性の活躍応援協議会」設立 	
2017 (平29)		<ul style="list-style-type: none"> * 6月改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行 * 10月「改正育児・介護休業法」施行 		
2018 (平30)		<ul style="list-style-type: none"> * 5月「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 		* 「第3次糸田町男女共同参画基本計画」策定
2019 (令和元)		<ul style="list-style-type: none"> * 5月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正「男女雇用機会均等法」 * 「育児・介護休業法」 * 「労働施策総合推進法」の改正（ハラスメント対策の強化） * 6月「配偶者暴力防止法」改正（DV対応と児童虐待対応との連携強化など） 	<ul style="list-style-type: none"> * 3月「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」公布・一部施行 	
2020 (令和2)	* 3月 北京+25（第64回国連婦人の地位委員会）（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> * 4月「改正配偶者暴力防止法」施行 6月改正「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」の施行 * 12月「男女共同参画基本計画（第5次）」閣議決定 		
2021 (令和3)		<ul style="list-style-type: none"> * 5月「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（規制対象行為の拡大等） * 6月「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 * 「育児・介護休業法」の改正（男性育休の取得促進） * 8月「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> * 1月「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 * 3月「第5次福岡県男女共同参画計画」策定 	
2022 (令和4)		<ul style="list-style-type: none"> * 4月改正「育児・介護休業法」施行 		
2023 (令和5)		<ul style="list-style-type: none"> * 5月「配偶者暴力防止法」第4次改正（保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化など） 		<ul style="list-style-type: none"> * 「住民意識調査」実施 * 「第4次糸田町男女共同参画基本計画」策定



第4次糸田町男女共同参画基本計画

発行 糸田町（担当：人権推進課）

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町 1975 番地 1

☎ 0947 - 26 - 4024 (直通)

